

- 2007年8月 日・インドネシア経済連携協定署名(2008年7月に発効)
- 2013年12月 一般見直しの開始に合意(2015年5月に協定の改正交渉開始)
- 2023年12月 大筋合意、両国閣僚間での共同声明を发出

日本からインドネシアへの輸出

- 自動車:7品目
 - ・セダン、ステーションワゴン・スポーツカー等 → 段階的撤廃
- 鉄鋼:7品目
 - ・熱延鋼板、冷延鋼板 → 関税削減
- 鉄鋼製品:5品目
 - ・コイルバネ等 → 関税削減
 - ・組み立てクランプ等 → 段階的撤廃

鉄鋼等の特別な 免税制度の改善

- 特定用途免税制度(日本原産の鉄鋼・鉄鋼製品等のインドネシアへの輸出に関し、条件を満たす事業者に免税を適用)の改善
- 特定用途免税制度を用いて輸入されたものの、当該用途に用いられなかった鋼板(9品目)について、用途外利用の前年発生量の一定量まで軽減税率の適用

日本のインドネシアからの輸入

- エチルアルコール:2品目
 - ・酢酸エチル若しくはエチルアミン^{※1}の製造の用に供するもの → 即時撤廃

ルール面の改善

- 電子商取引章の導入(情報越境移転の制限禁止、コンピュータ関連設備の設置要求の禁止、ソースコード開示要求の禁止等)

※1 酢酸エチルは、塗料、印刷インキ、接着剤、医薬品原料などの溶剤又は原料。
エチルアミンは、医薬品、染料の中間体、ゴム薬品、除草剤、界面活性剤、塗料などの原料。

本紙の内容は、今後、両国間で法的な精査を経て、本協定の改正議定書の署名が行われた段階で最終的に確定予定